

埼玉県面会交流支援事業実施要綱

第1 目的

離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが会ったり、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらす、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

また、別居親にとっても、子どもとの交流により子どもの成長を見守ることは、実親としての養育の責務を果たすことにもつながり、さらには、子どもの養育費を支払う意欲にもつながることになる。

しかしながら、離婚した父母は、相手に対する複雑な感情や心理的葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難な場合がある。

このため、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流に係る事前相談や面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子どもの健やかな成長を図るため等の支援を行う。

第2 実施主体

事業の実施主体は県とし、企画提案競技により募集・決定した事業者に委託して実施する。

第3 対象者

県内に居住する同居親又は県内外に居住する別居親で以下の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 概ね15歳未満の子との面会交流を希望する別居親又は子どもと別居親との面会交流を希望する同居親
- (2) 同居親が児童扶養手当の支給を受けており、かつ別居親が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。又は、同居親及び別居親とも児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- (3) 上記の者に対する支援の提供に支障が生じないと認める場合は、同居親又は別居親のいずれか一方が児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にない者であるときであっても、対象者とすることができる。
- (4) 面会交流の取り決めを行っている者で、本事業の支援を受けることについて父母間に合意があること
- (5) 過去に本事業の対象となっていない者

第4 事業の内容等

- (1) 面会交流の啓発及び事業の広報

面会交流の取決めの必要性や支援の流れに関するホームページ及びパンフレットを作成し、面会交流の啓発及び事業の広報を行う。

(2) 面会交流に係る相談対応、対象資格の確認、受付

同居親又は別居親からの面会交流に係る相談に対応し、支援を希望する者については、第3の対象者に規定する要件に該当するか確認を行い、本事業の受付を行う。

(3) 面会交流の調整・実施

面会交流の相談援助対応や家事調停・家事裁判に関する業務又はこれと同等の業務に従事した経験を有する者を面会交流支援員として配置し、別居親又は同居親からの申請に応じ、面会交流支援に係る事前相談、支援内容の決定、面会交流援助等の支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図り、子供の健やかな成長を図るため等の支援を行う。

第5 関係機関との連携等

事業の実施に当たっては、県は関係機関に広報などへの協力を依頼し、県、市町村、関係機関が十分に連携するものとする。

第6 協 議

事業の実施に当たっては、県と委託事業者は常に連絡をとり、事業内容について協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。